

大分県農薬指導士認定事業推進要領

第1 目 的

農薬の安全使用・適正販売の確保を図るため、「農薬取扱業者に係る資質向上対策の強化について（昭和62年61農蚕第6166号）」により、農薬取締法等関係法令および適正な農作物防除や農薬販売等に必要とされる基礎的・専門的知識の普及・定着を推進し、これら知識を有する者を育成することを目的とする。

第2 育成の方法

第1の「知識を有する者」の育成のため、知事は農薬販売者及び農薬使用者等に対して専門的な研修及び試験を実施し、別に定める基準により合格した者を「大分県農薬指導士（以下、「農薬指導士」という。）」として認定する「大分県農薬指導士認定事業」を実施するものとする。

第3 農薬指導士の任務

農薬指導士は、次に掲げる事項の実践により、農薬の安全使用・適正販売の確保に努めるものとする。

- 1 農薬取締法等関係法令の遵守および適正な知識に基づいた病害虫防除および農薬販売の実施。
- 2 農薬使用者および農薬販売者に対する適正な病害虫防除および農薬販売に関する助言・指導の実施。
- 3 その他農薬の安全使用・適正販売の確保に必要な事項の実施。

第4 農薬指導士に対する指導

- 1 知事は、農薬指導士に対して第3の任務の円滑な遂行を図るため、適切な情報の提供および助言・指導を行うものとする。
- 2 知事は、農薬指導士の資質向上を図るために研修会等を開催するものとする。

第5 推進体制

- 1 知事は、必要に応じて推進対策会議を開催し、次の事項を協議する。また、農薬を取り扱う団体等に対して、農薬指導士の育成および農薬の安全使用・適正販売の確保等に努めるよう指導する。
 - (1) 農薬の安全使用・適正販売の確保に関すること。
 - (2) 農薬指導士の認定・育成及び資質向上に関すること。
 - (3) 新規認定研修・試験の実施計画等に関すること
 - (4) その他必要な事項
- 2 推進対策会議の構成は、県関係機関及び農薬を取り扱う団体等とする。
- 3 推進対策会議の事務局は地域農業振興課内に置き、関係職員をもってこれに充てる。

第6 その他

この推進要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、平成16年1月7日から施行する。

附則 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成30年11月21日から施行する。